

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省では、工事の積算に用いるための「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を令和6年2月16日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として国と同日付で決定しましたが、本年度当初と比べ5.1%の上昇となりました。

また、平成24年度との比較では、92.9%の上昇となったところです。

今回の改定では、本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されており、新労務単価は、令和5年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全職種平均、主要12職種平均ともに大幅な引き上げとなっております。

建設部及び建設管理部発注工事の受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応を図られますよう、よろしくお願いいたします。

なお、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

技能労働者の確保・育成のため、受注者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても同様に技能労働者への適正な水準の賃金を支払うことを要請するなど、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう特段の配慮をお願いいたします。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価においても、引き続き、技能労働者本人負担分の法定福利費が含まれており、北海道建設部所管工事においては、法定福利費や法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置しております。

これらの取組等も踏まえ、受注者においては、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めるほか、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結してください。

3 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、工事の規模及び難易度、施工条件等のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保してください。

特に、本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働条件規制が建設業にも適用されることも踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないよう必要な費用を反映してください。

(建設部建設政策局建設管理課)  
(建設部建築局計画管理課)  
(建設管理部建設行政室入札契約課)